

国民年金特集号

年金制度は、すべての世代のかたにとって生活に密着した大事な制度です。
今回の「国民年金特集号」では、公的年金制度のしくみをはじめ、「国民年金」の給付や保険料などについてご案内します。

公的年金制度のしくみについて

日本に居住する 20 歳以上 60 歳未満のすべてのかたは公的年金に加入する義務があります。
公的年金には、大きく国民年金（自営業者、学生、サラリーマンなどに扶養されている配偶者などが加入）、厚生年金（サラリーマン、公務員などが加入）の 2 つがあります。

年金の加入者は第 1 号被保険者（自営業者や学生など）、第 2 号被保険者（厚生年金の加入者）、第 3 号被保険者（サラリーマンなどに扶養されている配偶者）に分けられています。

※平成 27 年 10 月から共済年金は厚生年金に統一されました。

公的年金制度のしくみ

厚生年金

国民年金（基礎年金）

第 1 号被保険者

農業、自営業、学生、勤めていても厚生年金に加入できないかたなど

第 2 号被保険者

厚生年金に加入しているかた

第 3 号被保険者

厚生年金に加入している第 2 号被保険者に扶養されている配偶者

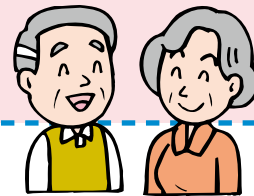
公的年金には生涯にわたる保障（給付）があります

公的年金に加入して、保険料をきちんと納めることで、人生のさまざまな出来事に対応した保障（給付）を受けることができます。

老後に支給される「老齢年金」だけではなく、病気やケガなどが原因で障害の状態にある場合に支給される「障害年金」、配偶者が死亡したときに遺族に支給される「遺族年金」などの保障があります。

このうち、国民年金はすべてのかたが加入する制度として「基礎年金」という基礎的な給付を行います。

こんなときに国民年金が支給されます



老齢になったときは ……「老齢基礎年金」

受給資格期間が、原則として10年以上あるかたが、65歳から受けられます。

◎支給の繰り上げ(年金額が減額になります)や繰り下げ(年金額が増額になります)もできます。

令和7年度の年金額は、満額(40年納付)で **831,700円**^{※1}です。

年金額は、保険料を納めた期間(免除期間などを含む)によって変わります。

※1 昭和31年4月1日以前に生まれたかた **829,300円**

◎老齢基礎年金額を増やすためには「60歳以降に任意加入をする」、年金額に上積みするためには「付加年金へ加入する(月額400円を国民年金保険料に上乗せ)」、「国民年金基金に加入する」といった方法があります。ただし、付加年金と国民年金基金は同時加入できません。

病気やケガなどで障害の状態になったときは ……「障害基礎年金」

20歳前や国民年金に加入中のとき、または60歳以上65歳未満で国内在住中に、医師の初診を受けた病気やケガによる障害がある場合で、障害の程度が国民年金法の障害等級表の1級か2級に該当するかたが対象になります。また、一定の保険料納付期間があることが必要です(20歳前の障害は除きます)。

令和7年度の年金額は、1級が **1,039,625円**^{※2}

2級が **831,700円**^{※2}です。

(いずれも子^{*}がいるときは加算されます)

※2 昭和31年4月1日以前に生まれたかた 1級 **1,036,625円** 2級 **829,300円**

※「子」とは？

「18歳になった年度の3月31日までの子」または「20歳未満で障害年金の1・2級の障害の状態にある子」のことです。

死亡したときは ……「遺族基礎年金」

国民年金の被保険者または被保険者であったかたで一定の保険料納付期間があるときに、そのかたによって生計を維持されていた遺族(子^{*}のある配偶者または子^{*})を受けられます。

令和7年度の年金額は、(子^{*}が一人いる配偶者) **1,071,000円**^{※3}

(子^{*}一人) **831,700円**^{※3} です。

(いずれも子^{*}の人数に応じて加算されます)

※3 昭和31年4月1日以前に生まれたかた (子が一人いる配偶者) **1,068,600円** (子一人) **829,300円**

「死亡一時金」

第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上あるかたが、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなったとき、そのかたによって生計を同じくしていた遺族(1・配偶者、2・子、3・父母、4・孫、5・祖父母、6・兄弟姉妹のうち優先順位の高いかた)に支給されます。

◎そのほか、「未支給年金」や「寡婦年金」などもあります。

◎死亡されたかたの年金の加入状況や受給の有無で、遺族が受けられる給付が変わることがあります。

支給要件を満たしている年金受給者は「年金生活者支援給付金」が受け取れます

消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

支給要件などくわしくは、給付金専用ダイヤル(☎0570-05-4092)へ

国民年金の保険料について

令和7年度の国民年金保険料は 月額 **17,510円** です。

日本年金機構から送付された納付案内書で、金融機関やコンビニでお支払いができます。口座振替やクレジットカード・電子(キャッシュレス)決済でのお支払いもできます。まとめて前払いすると割引されます。くわしくは、長崎南年金事務所(☎095-825-8701)、長崎北年金事務所(☎095-861-1354)へ

国民年金保険料の納付が困難なときは？

経済的な理由などで保険料を納めることが困難なときは、保険料の免除・猶予などの申請ができます。
申請して承認を受ければ保険料の納付が免除・猶予されます。

※所得の審査がありますので、申請した場合でも承認されないことがあります。

また、税の申告を行っていないかたは、所得の確認ができませんので、必ず毎年申告をお願いします。

免除

前年の所得等に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

※保険料の一部（4分の3、半額、4分の1）免除が承認された場合は、免除されていない残りの保険料を納めないと、その期間は未納となります。

納付猶予

50歳未満のかたで、前年所得が一定額以下等の場合、保険料の全額の納付が猶予されます。

学生納付特例

大学、短期大学、専門学校などに通っているかたが対象です。保険料の全額の納付が猶予されます。

※一部、該当しない学校もあります。

◎いずれも過去に未納期間がある場合にさかのぼって申請できる期間は、申請時点の2年1カ月前の月分まで

免除・猶予などの手続きに必要なものは、

- ・本人確認書類
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・委任状※4 ※4 代理人による申請の場合のみ
- ・学生：学生証または在学証明書（原本）
- ・退職したかた：離職票または雇用保険受給資格者証など

免除・猶予などの手続き先は、

各地域センター、事務所、地区事務所、年金事務所
郵送でのお手続きは、福岡広域事務センターへ

電子申請のご案内

電子申請では、法定免除以外の免除・猶予などの、
国民年金の様々なお手続きが可能です。

詳しくは長崎市ホームページ➡



「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

		老 齢 基 礎 年 金		障 害 基 礎 年 金 遺 族 基 礎 年 金 (受給資格期間に算入されるか?)
		受給資格期間に算入されるか?	年金額に反映されるか?	
納 付		○ (されます)	○ (されます)	○ (されます)
全 額 免 除 (法定免除を含む)		○ (されます)	△ (全額免除となった期間は保険料を 全額納付した場合の年金額の1/2が反映)	○ (されます)
一 部 免 除	3/4免除	○ (免除されていない1/4の 保険料納付で算入されます)	△ (3/4免除となった期間は1/4の保険料納付で 全額納付した場合の年金額の5/8が反映)	○ (免除されていない1/4の 保険料納付で算入されます)
	半額免除	○ (免除されていない1/2の 保険料納付で算入されます)	△ (1/2免除となった期間は1/2の保険料納付で 全額納付した場合の年金額の3/4が反映)	○ (免除されていない1/2の 保険料納付で算入されます)
	1/4免除	○ (免除されていない3/4の 保険料納付で算入されます)	△ (1/4免除となった期間は3/4の保険料納付で 全額納付した場合の年金額の7/8が反映)	○ (免除されていない3/4の 保険料納付で算入されます)
納 付 猶 予 学 生 納 付 特 例		○ (されます)	× (されません)	○ (されます)
未 納		× (されません)	× (されません)	× (されません)

※免除された期間の保険料を、後で納めたいとき

追 納

過去10年以内の**免除期間**(学生納付特例、納付猶予、法定免除を含む)は、さかのぼって保険料を納付することができます。

こんなときは国民年金の届け出をお忘れなく



★ 20歳になったとき (サラリーマン・公務員以外のかた) 20歳になった方には、「加入のお知らせ」が届きます。20歳になって約2週間たっても「加入のお知らせ」が届かない方や、最近国外から転入された方などは、加入手続きを。 20歳になられた方向けの動画が視聴できます (日本年金機構ホームページ)	★ 会社などを退職したとき ○年金手帳または基礎年金番号通知書 ○退職年月日がわかる書類 ↓ 各地域センター 事務所・地区事務所へ	★ サラリーマンなどの夫(妻)が会社などを退職したとき ○あなたと配偶者の年金手帳または基礎年金番号通知書 ○配偶者の退職年月日がわかる書類 ↓ 各地域センター 事務所・地区事務所へ
★ サラリーマンなどの夫(妻)の扶養からはずれたとき ○年金手帳または基礎年金番号通知書 ○扶養からはずれた日がわかるもの ↓ 各地域センター 事務所・地区事務所へ	★ 付加年金に加入したいとき ○年金手帳または基礎年金番号通知書 ↓ 各地域センター 事務所・地区事務所へ	★ 任意加入をしたいとき(任意加入など) ○預・貯金通帳 ○預・貯金通帳の印鑑 ○年金手帳または基礎年金番号通知書 ↓ 各地域センター 事務所 地区事務所へ
★ 保険料の納付が困難なとき ○免除などの制度がありますのでご相談ください。 詳しくはP3参照 ↓ 各地域センター 事務所 地区事務所へ	★ 口座振替の申込みをしたいとき ○預・貯金通帳 ○預・貯金通帳の印鑑 ○年金手帳または基礎年金番号通知書 ↓ 金融機関 長崎南・長崎北年金事務所へ	★ 基礎年金番号通知書の再交付(令和4年4月より年金手帳廃止) ○本人確認書類 ↓ 各地域センター 事務所 地区事務所へ お急ぎの場合は長崎南・長崎北年金事務所へ
★ 第1号被保険者が出産したとき ○出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除され、当該期間は保険料納付済期間となります。 ○年金手帳または基礎年金番号通知書 ※出産前に申請される場合は、母子健康手帳が必要です。 ↓ 各地域センター 事務所・地区事務所へ	★ 年金受給者の氏名変更(マイナンバーが日本年金機構に収録されているかたは届出不要です) ○年金証書 ↓ 各地域センター 事務所 地区事務所へ	★ 年金加入者や受給者が亡くなったとき ○遺族基礎年金 ○寡婦年金 ○未支給年金 ○死亡一時金 ↓ いずれかが支給される可能性があります。年金の種類によっては、市でお受けできない相談もありますので、年金事務所へお尋ねください。

★ の手続きは、マイナポータルやねんきんネットからマイナンバーカードを使って電子申請することができます。

※令和4年4月より年金手帳が基礎年金番号通知書に変わりました。年金手帳の紛失等による再交付は基礎年金番号通知書を発行します。年金手帳をお持ちの方に基礎年金番号通知書の発行は行わないので、引き続き年金手帳を大切に保管してください。

※平成30年3月5日より、国民年金の各種届出は、基礎年金番号だけでなくマイナンバーで行うことが可能となりました。マイナンバーにより各種手続きを行う場合は、マイナンバー法による本人確認をあわせて行う必要があります。

①番号確認書類……マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し

②本人確認書類……マイナンバーカード、運転免許証、旅券など

◎「国民年金」については、ホームページでもご案内しています。

日本年金機構ホームページ →



長崎市役所ホームページ →



◎電話でのお問い合わせ

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合は☎03-6700-1165)

長崎市役所 住民情報課 ☎095-829-1137 (直通)

日本年金機構 長崎南年金事務所 ☎095-825-8701

日本年金機構 長崎北年金事務所 ☎095-861-1354

<国民年金に上乗せする公的な年金として国民年金基金があります>

全国国民年金基金長崎支部 (フリーダイヤル) ☎0120-65-4192 または

